

平 監 第 56 号
平成31年1月28日

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正

平川市監査委員 佐 藤 保

定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を報告する。

記

第1 監査の概要

1. 監査の実施期日

前期：平成30年10月2日から平成30年10月10日まで

後期：平成31年 1月8日から平成31年 1月11日及び

1月21日から 1月23日まで

2. 監査の対象部局（実施順）

前期：尾上総合支所市民生活課、農業委員会、商工観光課、指導課、建設課、施設
建築課、尾上図書館、農林課、学校教育課、平賀図書館、生涯学習課・公民
館、葛川支所、葛川診療所、碓ヶ関総合支所市民生活課、碓ヶ関公民館、碓
ヶ関診療所

後期：会計課、企画財政課、総務課、管財課、税務課、選挙管理委員会、議会事務
局、国保年金課、平川診療所、子育て健康課（健康推進・子育て支援）、平
川市運動施設、保健体育課、上下水道課、福祉課、高齢介護課、平賀学校給
食センター、尾上学校給食センター、監査委員事務局

3. 監査の範囲

今回の監査は、平成29年度の財務に関する事務の執行状況、一般事務の執行状況、釣銭の管理状況について、さらに本年度の定期監査における重点項目として、市税等の収納に係る滞納対策の取り組みなどについても触れ、関係帳簿及び書類との照合を行いながら関係職員から説明を聴取した。

また、公共的団体等の出納事務を所管している場合は、預金通帳・印鑑が安全かつ厳重に保管されているか現場を確認するとともに、担当職員の把握、入出金時の決裁状況及び特殊事情等について事実確認を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び釣銭の管理状況については、適正に処理されているものと認められた。

市税等の滞納対策については、自宅訪問等の徴収業務に精励されており、延滞繰越分も昨年度より減少傾向にあり、今後とも徴収率向上を図られたい。

一般事務の執行状況については、時間外勤務に関する運用の見直しがあったことにより関係帳簿のほかに参考資料として平成30年度の時間外勤務命令簿を提出してもらい、確認作業を行ったところ、適正に処理されており、見直しによる影響はないものと認められた。

そのほか、事務処理上留意すべき指摘事項は、全部署とも特になかった。

市が事務局を所管する公共的団体等の状況については次のとおりである。

○公共的団体等の出納事務担当者調

団体名	所 管 部 署	出 納 責任者	出 納 担当者	通帳印 保管者	通 帳 保管者	特殊事情等
平川市行政委員連絡協議会	総 務 部 総 務 課	課長	係長	課長	係長	市から委嘱している委員の組織であるため、出納事務を引き受けられる体制にない。
平川市地域公共交通協議会	企画財政部 企画財政課	課長	主事	課長	主事	市から委嘱している委員の組織であるため、出納事務を引き受けられる体制にない。
平川市納税貯蓄組合連合会	企画財政部 税 務 課	課長	課長補佐	課長	課長補佐	市税の収納率向上に密接な関係があり、会の事務局長は税務課長、書記を職員が担当していることから当面移管できない。
日本赤十字社平川市地区平賀分区	健康福祉部 福 祉 課	課長	主事	課長	主事	市長が地区長及び3区長となっていることから、出納事務は市が望ましい。
日本赤十字社平川市地区尾上分区	尾上総合支所 市民生活課	課長	課長補佐	課長	課長補佐	市長が地区長及び3分区長となっていることから、出納事務は市が望ましい。
日本赤十字社平川市地区碓ヶ関分区	碓ヶ関総合支所 市民生活課	課長	課長補佐	課長	課長補佐	市長が地区長及び3分区長となっていることから、出納事務は市が望ましい。
平川市緑化推進委員会	経 済 部 農 林 課	課長	主事	課長	課長補佐	青森県緑化推進委員会の下部組織であり、市で事務を所管することが適当である(他市町村も行政が事務局となっている)。
平川市防風ネット整備組合	経 済 部 農 林 課	課長	主事	課長	係長	市内農業者で組織される団体で、補助金の受入、自己負担の徴収など事業実施上、市が事務局を運営することが適当である。
平川市農業再生協議会	経 済 部 農 林 課	会 計 管理者	主事	部長	課長	協議会の事務局や運営主体については、行政または農業団体が担当することになっており、円滑に運営するには、市が出納事務を行う必要がある。
平川地域担い手育成総合支援協議会	経 済 部 農 林 課	部長	主事	課長	部長	認定農家、改良区、農協、共済組合で組織される団体で、補助金の受入れや事業の実施上、市が事務局を持つことが適当である。

団体名	所管部署	出納責任者	出納担当者	通帳印保管者	通帳保管者	特殊事情等
平川市紅の夢研究会	経済部 農林課	課長	主事	課長	係長	弘前大学と市の共同による「紅の夢(赤肉系りんご)」の栽培研究について、りんご農家で組織する団体へ委託するものであり、事業の実施上、市が事務局を持つことが適当である。
平川市鳥獣被害防止対策協議会	経済部 農林課	部長	主事	課長	部長	市・警察・JA・猟友会・鳥獣保護管理委員会で組織され、交付金・補助金・運営資金借入の申請や実施隊への活動費支払事務等、事務量が大きく複雑であり、事業の実施上、市が事務局を持つことが適当であるため。
西地区まちづくり委員会	企画財政部 企画財政課	総務課長	主事	総務課長	主事	地域運営組織として設立してまもなく、事務を担当するのが困難なため。
中弘南黒公民館連絡協議会	教育委員会 生涯学習課	課長	課長補佐	課長	課長補佐	会長及び事務局が弘前市・黒石市・平川市の公立公民館で持回りとなっており、行政機関が出納事務をせざるを得ない。
中学生ホームステイ実行委員会	教育委員会 指導課	課長	課長補佐	課長	課長補佐	交流事業の内容が学校とのかかわりが多く、団体が実施するのは困難である。
青少年育成平川市民会議	教育委員会 生涯学習課	会長	主事	課長	主事	規約で事務局を生涯学習課に置くとしている。団体の中に出納事務を行う人材がいない。
平川市議会議員互助会	議会事務局	事務局長	係長	事務局長	係長	議員に出納責任者を選任できないため。
津軽南市町村議会連絡協議会	議会事務局	事務局長	次長補佐	事務局長	次長補佐	経費が各議会からの負担であるため、出納事務は議会事務局が持つのが適当である。 黒石市・平川市交互
津軽南地区農業委員会職員協議会	農業委員会 事務局	事務局長	局長補佐	事務局長	局長補佐	団体の構成が津軽南地区各市町村農業委員会事務局であるため、持回りせざるを得ない。

以上19団体の出納事務を市が所管している。通帳と印鑑の保管状況及び入出金時の決裁状況については適正に処理されていた。今後も現金を扱う業務であるため細心の注意を払うよう要請した。